

平成20年度第1回福岡県森林環境税事業評価委員会 議事録

日時：平成20年7月17日（木）13:30～16:00

場所：博多サンヒルズホテル 扇寿の間

1 開会

2 委嘱状交付

（野村農林水産部長から6名の委員へ委嘱状を交付）

3 農林水産部長挨拶

[農林水産部長]

森林は、水を貯え、土砂災害を防ぐなど様々な公益的機能を有しており、私たちの安全・安心な生活に欠かせないものです。

しかし、近年の林業の不振などにより、間伐などの手入れがなされず放置され、荒廃した森林が増加しており、県民生活に影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、本県では、荒廃した森林を緊急に再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、今年4月から森林環境税を導入しました。

この評価委員会は、事業の内容を県民の皆様に明らかにし、その透明性を確保することを目的として設置させていただきました。委員の皆様方には、事業計画の審査や実績の評価、あるいは事業に関する提言などをお願いいたします。

本日は、県内のボランティア団体などから応募された森林づくり活動公募事業の企画書の審査を行っていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

[司会]

（県側出席者の紹介）

- ・ 農林水産部長、野村泰夫
- ・ 農林水産部次長、林美則
- ・ 農林水産部林業振興課長、太田和夫
- ・ 農林水産部森林保全課長、橋川潤
- ・ 総務部税務課企画係長、鳥巢毅

[司会]

（配布資料の確認）

- ・ 資料1、会議次第
- ・ 資料2、委員名簿
- ・ 資料3、福岡県森林環境税事業評価委員会設置要綱
- ・ 資料4、森林環境税とそれを財源とした事業の概要

[事務局]

（資料3、福岡県森林環境税事業評価委員会設置要綱の説明）

4 委員長選出

[司会]

設置要綱第5条の規定により、委員長は委員の互選により選出することとなっております。いかがでしょうか。

[委員]

私は、堺先生を推薦します。先生は森林政策学が御専門であり、福岡県森林審議会会長、それからこの税の導入にあたっての検討委員会の委員長も務められておられます。森林・林業の現状と森林環境税については一番お詳しいと思います。

[委員]

堺先生は専門ですし、森林審議会でも一緒させていただいております。私も先生を推薦します。

[司会]

ただいま、2人の委員から堺委員を推薦する案が示されましたがいかがでしょうか。

[委員]

異議なし

[司会]

皆様からご了承をいただきましたので、堺委員、委員長にご就任頂けますでしょうか。

[委員]

わかりました。よろしくお願いします。

[司会]

それでは、堺委員に本委員会の委員長をお願いいたします。

[委員長]

荒廃した森林が非常に目立つということは、皆さん方も、ご存じのとおりであります。これを早急に再生することが今求められております。このような意識が県民の方々に高まり、森林環境税が導入されたものと考えます。

この森林環境税による事業は、県民の方々の関心が非常に高いと思います。それだけに、事業が県民の期待に応えているかどうかを常に検証し、監視することが委員会の役割であると考えますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

それでは、ここで副委員長を選出したいと思いますが、どなたか、ご意見はございませんか。特に無いようですので、私からの提案ですが、小林委員をお願いしたらいかがかと思います。

[委員]

異議なし

[委員長]

それでは、小林委員、お願いできますか。

[委員]

各界の皆さんが委員におられますので、ご協力いただきながら務めさせていただきます。

[委員長]

では、小林委員に本委員会の副委員長をお願いします。

[事務局]

議事に入ります前に、事務局から会議の公開方法について提案させていただきます。

福岡県では、審議会等において、その目的を考慮のうえ会議の公開に努めるものとしております。また、公開に関する規則はそれぞれの委員会等で、委員長が委員の皆さまに諮って定めて頂くこととなっております。

そこで、この事業評価委員会の「公開に関する要領」を定めていただきたいと考えております。

[委員長]

事務局から資料を配布し、説明をお願いします。

[事務局]

(「福岡県森林環境税事業評価委員会の公開に関する要領(案)」に基づき説明)

[委員長]

ただいま、事務局から説明がありました「公開に関する要領(案)」について、ご意見はございますか。

特に無いようですので、要領(案)のとおりとすることで、よろしいでしょうか。

[委員]

異議なし

[委員長]

それでは、会議内容の公開要領は、事務局提案のとおり定め、ただ今から適用することとします。

これで会議は原則として公開となりましたが、会議の公開又は非公開の決定は、委員長が当該会議に諮って行うものとされております。本日は森林づくり活動公募事業の企画書の審査を行います。企画書には個人情報も含まれますし、忌憚のないご意見を頂きながら公正な審査を行うため、この審査につきましては非公開としたいと考えます。いかがでしょうか。

[委員]

異議なし

[委員長]

特に異議は無いようです。それでは、森林づくり活動公募事業の企画書の審査については非公開とします。

5 森林環境税とそれを財源とした事業の概要説明

[事務局]

(資料4、森林環境税とそれを財源とした事業の概要の説明)

[委員]

他県の導入状況はどうなっていますか。

[事務局]

現在、福岡県を含めて29県で既に導入されております。ちなみに、九州では沖縄県を除く全ての県で導入されています。

[委員]

荒廃森林再生事業は市町村、森林づくり活動公募事業はNPO等のいろいろな団体、情報発信事業は県事業ですね。この3番目の県事業で講師派遣していただいて、森林づくり活動公募事業も出来るということですか。

[事務局]

森林づくり活動公募事業につきましては、NPO、ボランティア団体等が自ら企画、立案して実行する事業ですので、講師の招聘を企画しているものに関しては、ご自分たちで実行までしていただきます。それ以外に要望があれば、専門の講師を派遣することは可能です。

[委員]

税収が年間13億円というお話がありましたけれども、荒廃森林再生事業と森林づくり活動公募事業の配分はどうなっていますか。

[事務局]

森林環境税による事業は荒廃森林の再生を主な目的としておりますので、間伐を中心とした森林整備に95%程度、残りを森林づくり活動公募事業や情報発信に配分させていただきたいと考えております。

6 森林づくり活動公募事業の企画書の審査

[委員長]

森林づくり活動公募事業の企画書の審査に入ります。

まず、応募状況と審査の手順について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

まず、応募状況について説明します。

募集につきましては、平成20年5月29日から6月30日までの約1ヶ月間行いました。

その結果、応募件数43件、事業費としては約2千2百万円の応募がありました。

内容別では、森林の整備や保全活動が20件、里山の保全活動が14件、森林環境教育活動が5件で、その他として人材育成講習とシンポジウムが各2件となっております。

次に、審査手順について説明します。

委員の皆様には、事前に審査を行っていただいております。

今日は、委員の皆様からいただいた事前審査資料をもとに、ご審議いただき、その審議の内容を踏まえ、各委員には最終の審査結果を記入いただきます。

その後、皆様の審査結果をとりまとめ、評価委員会として県に推薦する企画を決定していただきます。

県では、評価委員会からの推薦を受けて、予算の範囲内で採択事業を決定します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

[委員長]

それでは審査に入ります。委員の皆様には幅広い意見を賜りますよう、お願いします。

まず、私から一言感想を申し上げます。初年度の約1ヶ月間の募集としては、応募件数が意外に多かったと思いました。これも皆さんの関心が非常に高かった結果だと思います。

それを最初に申し上げた上で、皆さんのご意見を賜りたいと思います。

[委員]

企画書を全部読ませていただきました。その中で、作業講師の報酬や機械の借り上げ料にバラツキがありました。機械の型式などが違うのだと思いますが、私はそうした活動経費や参加者の人数に着目しました。

[委員]

皆さんが森林に対して、すばらしいボランティア活動をされていることに感心しました。企画する側にとって活動を継続していくためには、県から必要な経費を支援していただくことで、よりよい活動につながるものと考えております。

[委員]

この審査項目は、事前に公開されているのですか。

[事務局]

募集要領の中で、審査項目等は事前にお知らせしています。

[委員]

私が審査する上で注目したいのは、活動の継続性が期待できるかということです。森林に対する活動ですから継続して活動することが非常に大切です。また、初めて取り組もうとする団体にも、何

らかの配慮が必要ではないかなと思いました。

[事務局]

過去の実績が無い団体につきましては、団体の設立趣旨の中に、森林の整備や森林環境の保全という活動目的や、その活動を継続していく点が明確に盛り込まれているかが重要であると考えます。

[委員]

私もこれから取り組まれる団体に対しては、何らかの配慮が必要ではないかと思います。

[事務局]

森林づくり活動公募事業は、ボランティア活動の裾野を広げていくことが目的の一つでもあります。新たなボランティア団体が継続的な活動が出来るよう、育成的な部分も十分配慮する必要があると考えます。

[委員]

私は、審査に当たって話題性や地域との連携を意識しました。それと広報です。このほか、ボランティア保険にきちんと加入することも必要だと考えます。また、3件ほど企画内容が似ているものがありました。独自性や企画力も重要だと思います。

[委員]

補助金の交付時期はいつになるのですか。

[事務局]

補助金につきましては、事業終了後、実績に対して精算する精算補助の形となります。このため、事業終了時期によって交付時期は異なります。

[委員]

領収書を付けさせて確認するのですか。

[事務局]

実績報告の際に領収書などの精算書を提出していただき、それを確認した上で補助金を交付することとなります。

[委員]

継続性にこだわるのですが、私としては1年限りではなく3年継続を条件にするなど、地道な活動を続けてもらうことも必要ではないかと考えます。

[委員]

応募された団体の取り組む姿勢や意欲が重要だと思います。また、活動によってどれだけの効果が出るのかも重要視すべきだと思います。

[委員長]

これまでの議論を考慮して、委員の皆様は最終の審査結果を記入ください。

[事務局]

(回収した審査表をとりまとめて、提示)

[委員長]

それでは、この審査結果をもって県に推薦したいと思います。よろしいでしょうか。

[委員]

異議なし

[委員長]

それでは、森林づくり活動公募事業の審査をこれで終了いたします。

7 閉会

[農林水産部次長]

本日の委員会では、ボランティア団体などから応募された森林づくり活動公募事業の企画書を審査していただきました。県では、委員会からの推薦を踏まえ、速やかに採択する企画を決定することとしております。

この事業の実施により、県民の皆様が森林づくり活動に積極的に参加され、森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上が図られるものと、考えております。

本日はどうもありがとうございました。